

資金業者向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>II. 資金業者の監督に当たっての評価項目 (中略)</p> <p>II-2-4 <u>本人確認、疑わしい取引の届出</u>…………… 11 (中略)</p> <p>II-2-4 <u>本人確認、疑わしい取引の届出</u> 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。)に基づく<u>本人確認及び「疑わしい取引の届出」</u>に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市场に対する信頼を確保するために重要な意義を有している。資金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 犯収法に基づく<u>本人確認</u>を的確に実施するための態勢が整備されているか。 イ. 社内規則等において、<u>本人確認</u>を行うための社内態勢や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。 ロ. <u>本人確認</u>を行うに当たって、生年月日や住所等の資金需要者等の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信ぴょう性・妥当性の確認が行われているか。資金需要者等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。 また、資金需要者等から取得した<u>本人確認情報</u>については、取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとすることが確保されているか。 ハ. <u>資金業者が過去に取得した本人確認情報についての信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは取引の相手方が取引の名義人になりますしている疑いがある場合は、本人確認書類の再提出を求める等、資金需要者等の本人確認について再確認が行われているか。</u> 	<p>II. 資金業者の監督に当たっての評価項目 (中略)</p> <p>II-2-4 <u>取引時確認、疑わしい取引の届出</u>…………… 11 (中略)</p> <p>II-2-4 <u>取引時確認、疑わしい取引の届出</u> 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。)に基づく<u>取引時確認及び疑わしい取引の届出</u>に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市场に対する信頼を確保するために重要な意義を有している。資金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 犯収法に基づく<u>取引時確認</u>を的確に実施するための態勢が整備されているか。 イ. 社内規則等において、<u>取引時確認</u>を行うための社内態勢や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。 ロ. <u>取引時確認</u>を行うに当たって、生年月日や住所等の資金需要者等の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信ぴょう性・妥当性の確認が行われているか。資金需要者等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。 また、資金需要者等から取得した<u>取引時確認情報</u>については、取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとすることが確保されているか。 ハ. 下記a. ~ c. のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行っているか。

資金業者向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>二. 資金需要者等の<u>本人確認</u>に当たって、取引形態（例えば、インターネットによる非対面取引等）を考慮した措置が講じられているか。</p> <p>ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。</p> <p>ヘ. 役職員に対して、<u>本人確認</u>に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。</p> <p>ト. <u>本人確認</u>の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。</p> <p>② 犯収法に基づく「<u>疑わしい取引の届出</u>」を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>イ. 社内規則等において、「<u>疑わしい取引の届出</u>」を行うための社内態勢や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。</p> <p>ロ. 「<u>疑わしい取引の届出</u>」に該当するか否かの判断を行うに当たって、資金業者が取得した<u>本人確認情報</u>、取引時の状況その他資金業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</p> <p>ハ. 「<u>疑わしい取引</u>」に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行うこととされているか。</p> <p>二. 「<u>疑わしい取引</u>」の判断に当たって、資金需要者等の属性等が考慮</p>	<p>a. 取引の相手方が<u>関連取引時確認</u>に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引</p> <p>b. <u>関連取引時確認</u>が行われた際に当該<u>関連取引時確認</u>に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引</p> <p>c. 犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等</p> <p>二. 資金需要者等の<u>取引時確認</u>に当たって、取引形態（例えば、インターネットによる非対面取引等）を考慮した措置が講じられているか。</p> <p>ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。</p> <p>ヘ. 役職員に対して、<u>取引時確認</u>に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。</p> <p>ト. <u>取引時確認</u>の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。</p> <p>② 犯収法に基づく<u>疑わしい取引の届出</u>を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>イ. 社内規則等において、<u>疑わしい取引の届出</u>を行うための社内態勢や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。</p> <p>ロ. <u>疑わしい取引の届出</u>に該当するか否かの判断を行うに当たって、資金業者が取得した<u>取引時確認情報</u>、取引時の状況その他資金業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</p> <p>ハ. <u>疑わしい取引</u>に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行うこととされているか。</p> <p>二. <u>疑わしい取引</u>の判断に当たって、資金需要者等の属性等が考慮され</p>

資金業者向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>されているか。</p> <p>木. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。</p> <p>ヘ. 役職員に対して、「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。</p> <p>ト. 「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。</p> <p>③ <u>本人確認</u>と「<u>疑わしい取引の届出</u>」が相互に関連性を有していることを十分に認識し、<u>本人確認</u>の的確な実施により資金需要者等の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び資金需要者等の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、「<u>疑わしい取引の届出</u>」が行われるよう、一体的、一元的な社内体制等が構築されているか。</p>	<p>ているか。</p> <p>木. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。</p> <p>ヘ. 役職員に対して、<u>疑わしい取引の届出</u>に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。</p> <p>ト. <u>疑わしい取引の届出</u>に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。</p> <p>③ <u>取引時確認</u>と<u>疑わしい取引の届出</u>が相互に関連性を有していることを十分に認識し、<u>取引時確認</u>の的確な実施により資金需要者等の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び資金需要者等の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、<u>疑わしい取引の届出</u>が行われるよう、一体的、一元的な社内体制等が構築されているか。</p>
<p>(2) 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された<u>本人確認</u>、<u>疑わしい取引の届出</u>に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、資金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、顧客管理態勢に不備があるなど資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、資金業者に対し、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令等を発出するものとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－5－1による）。</p> <p>(注) <u>本人確認</u>の取扱いについては、別途、犯収法に基づき必要な措置をとることができることに留意する。</p>	<p>(2) 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された<u>取引時確認</u>、<u>疑わしい取引の届出</u>に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、資金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、顧客管理態勢に不備があるなど資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、資金業者に対し、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令等を発出するものとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－5－1による）。</p> <p>(注) <u>取引時確認</u>の取扱いについては、別途、犯収法に基づき必要な措置をとができることに留意する。</p>

資金業者向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案																																								
(中略)	(中略)																																								
II-2-17 帳簿の閲覧、謄写 (略)	II-2-17 帳簿の閲覧、謄写 (略)																																								
(1) 主な着眼点 ① 債務者等又は債務者等であった者（以下「帳簿の閲覧等の請求者」という。）から帳簿の閲覧又は謄写を求められた際の対応について、帳簿の閲覧等の請求者が本人又は正当な委任を受けた代理人等であるか確認したうえで、過度の負担を課すことなく迅速に帳簿の閲覧又は謄写に応じるよう社内規則等を定めているか。 なお、本人確認及び閲覧又は謄写の方法に関し、正当な理由なく過度な負担を課す場合は、帳簿の閲覧又は謄写の拒否に該当するおそれがあることに留意する必要がある。 ②～④ (略)	(1) 主な着眼点 ① 債務者等又は債務者等であった者（以下「帳簿の閲覧等の請求者」という。）から帳簿の閲覧又は謄写を求められた際の対応について、帳簿の閲覧等の請求者が本人又は正当な委任を受けた代理人等であるか確認したうえで、過度の負担を課すことなく迅速に帳簿の閲覧又は謄写に応じるよう社内規則等を定めているか。 なお、 <u>本人又は正当な委任を受けた代理人等であるかの確認及び閲覧又は謄写の方法</u> に関し、正当な理由なく過度な負担を課す場合は、帳簿の閲覧又は謄写の拒否に該当するおそれがあることに留意する必要がある。 ②～④ (略)																																								
(2) (略)	(2) (略)																																								
(中略)	(中略)																																								
自己検証リスト（案） (略)	自己検証リスト（案） (略)																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適否</th> <th>不適の状況</th> <th>改善策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>適切な本人確認の実施</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法令等に基づいて、<u>本人確認を行っているか。</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>本人確認の際に問題が認められた顧客はいなかったか。</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		適否	不適の状況	改善策	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>適切な本人確認の実施</u>				法令等に基づいて、 <u>本人確認を行っているか。</u>				<u>本人確認の際に問題が認められた顧客はいなかったか。</u>				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適否</th> <th>不適の状況</th> <th>改善策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>適切な取引時確認の実施</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法令等に基づいて、<u>取引時確認を行っているか。</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>取引時確認の際に問題が認められた顧客はいなかったか。</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		適否	不適の状況	改善策	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>適切な取引時確認の実施</u>				法令等に基づいて、 <u>取引時確認を行っているか。</u>				<u>取引時確認の際に問題が認められた顧客はいなかったか。</u>			
	適否	不適の状況	改善策																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						
<u>適切な本人確認の実施</u>																																									
法令等に基づいて、 <u>本人確認を行っているか。</u>																																									
<u>本人確認の際に問題が認められた顧客はいなかったか。</u>																																									
	適否	不適の状況	改善策																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						
<u>適切な取引時確認の実施</u>																																									
法令等に基づいて、 <u>取引時確認を行っているか。</u>																																									
<u>取引時確認の際に問題が認められた顧客はいなかったか。</u>																																									

資金業者向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行				改 正 案									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						
資金業者登録審査事務チェックリスト（資金業を的確に遂行するための必要な体制）				資金業者登録審査事務チェックリスト（資金業を的確に遂行するための必要な体制）									
(略)				(略)									
審 査 内 容				審 査 内 容									
(略)	(略)			(略)	(略)								
本人確認に関する社内規則（監督指針II-2-4（1）①）				取引時確認に関する社内規則（監督指針II-2-4（1）①）									
<input type="checkbox"/> 本人確認の責任部署が明確化されているか。 <input type="checkbox"/> 資金需要者等の属性を適切に把握するとともに、 <u>本人確認書類</u> の提出等により、その信ぴょう性・妥当性を確認する手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 資金需要者等に関して特に問題が認められた場合、適正に対応・管理を行う手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 資金需要者等から取得した <u>本人確認情報</u> については、取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとする手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 資金業者が過去に取得した <u>本人確認情報</u> についての信ぴょう性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合は、 <u>本人確認書類</u> の再提出を求める等、資金需要者等の本人確認について再確認を行う手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 資金需要者等の <u>本人確認</u> に当たって、取引形態を考慮した措置が定められているか。 本人確認の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性を確保する措置が定められているか。				<input type="checkbox"/> 取引時確認の責任部署が明確化されているか。 <input type="checkbox"/> 資金需要者等の属性を適切に把握するとともに、 <u>本人確認書類</u> の提出等により、その信ぴょう性・妥当性を確認する手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 資金需要者等に関して特に問題が認められた場合、適正に対応・管理を行う手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 資金需要者等から取得した <u>取引時確認情報</u> については、取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとする手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行なう場合には、顧客の <u>本人特定事項</u> を、通常と同様の方法に加え、追加で <u>本人確認書類</u> 又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行っているか。 <input type="checkbox"/> 資金需要者等の <u>取引時確認</u> に当たって、取引形態を考慮した措置が定められているか。 取引時確認の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性を確保する措置が定められているか。									
疑わしい取引の届出に関する社内規則（監督指針II-2-4（1）②）				疑わしい取引の届出に関する社内規則（監督指針II-2-4（1）②）									
<input type="checkbox"/> 「 <u>疑わしい取引の届出</u> 」の責任部署が明確化されているか。 <input type="checkbox"/> 「 <u>疑わしい取引の届出</u> 」に該当するか否かの判断を行うに当たって、資金業者が取得した <u>本人確認情報</u> 、取引時の状況その他資金業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断を行う手続きが定められているか。また、その取引に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行う手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 「 <u>疑わしい取引</u> 」に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行う手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 「 <u>疑わしい取引</u> 」の判断に当たって、資金需要者等の属性が考慮されているか。 <input type="checkbox"/> 「 <u>疑わしい取引の届出</u> 」に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性を確保する措置が定められているか。 <input type="checkbox"/> 本人確認の調査と「 <u>疑わしい取引の届出</u> 」の判断を一体的、一元的に行なうよう社内体制等が定められているか。				<input type="checkbox"/> 疑わしい取引の責任部署が明確化されているか。 <input type="checkbox"/> 疑わしい取引の届出に該当するか否かの判断を行うに当たって、資金業者が取得した <u>取引時確認情報</u> 、取引時の状況その他資金業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断を行う手続きが定められているか。また、その取引に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行う手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 疑わしい取引に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行う手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 疑わしい取引の判断に当たって、資金需要者等の属性が考慮されているか。 <input type="checkbox"/> 疑わしい取引の届出に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性を確保する措置が定められているか。 <input type="checkbox"/> 取引時確認の調査と「 <u>疑わしい取引の届出</u> 」の判断を一体的、一元的に行なうよう社内体制等が定められているか。									
(略)				(略)									

資金業者向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(以下略)	(以下略)